

高知地方最低賃金審議会議事録

高知労働局

第53期 第4回

開催年月日 令和3年8月6日(金)

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	高知県最低賃金専門部会の結果について(報告)
公益代表	4名	2	審議
労働者代表	5名	3	その他
使用者代表	5名		

次回本審開催予定日 令和3年8月24日

[開会] 午後5時15分

会長 ただ今から第4回高知地方最低賃金審議会を開催します。

本日は、高知県最低賃金専門部会からの報告をいただくことになっていますが、その前に、6月29日に開催しました第3回の本審議会の審議概要がお手元の会議次第に資料2としてありますので、ご確認いただきたいと思います。審議概要について、何かご意見、補足することはございませんでしょうか。

意見なし

会長 特にないようですので、この審議概要を了承いただいたものといたします。それでは、本日の議題に入らせていただきます。

[専門部会報告]

会長 それでは、本日8月6日に審議を終えました高知県最低賃金専門部会の西森専門部会長から報告をいただきたいと思います。

部会長から会長に報告書を手交

会長 本日の会議次第の資料3をご覧くださいと思います。それでは、事務局から報告書の朗読をお願いいたします。

事務局 「報告書」朗読

事務局 以上でございます。

会 長 それでは、西森部会長から公益委員見解と専門部会における審議結果について報告をお願いします。

部会長（西森委員）から「公益委員見解」報告（朗読）

部会長 以上の公益委員見解に基づき、公益案を示して採決をしましたところ、公益委員3名のうち、採決に入らない議長を除く2名賛成、労働者側委員3名賛成、使用者側委員3名反対となり、全会一致には至らなかったことを報告いたします。以上です。

会 長 ただ今、西森部会長からの報告がありました。

7月29日に開催しました第3回の本審議会において、「専門部会で全会一致した場合に、審議会令第6条5項を適用し、全会一致でない場合には、本審において改めて議決する。」ということを確認いただいております。ただ今の報告内容は、全会一致にはなっておりませんので、本審議会において、改めて、審議を行いたいと思います。

審議の方法ですが、10月2日の発効日の確保のため、本日この場で結論を出すということによろしいでしょうか。

異議なし

会 長 では、そのようにいたします。

まずは、専門部会報告についてご意見をいただきたいと思います。

労使各側は、ただ今の専門部会の報告書の内容、審議結果について、意見調整がなされているでしょうか。

労働者側 調整済み

野村委員 使用者のほうで意見がある方がおられますが、どのタイミングで言ったらいいでしょうか。

会 長 各側からそれぞれ意見を述べていただきますので、その際に順々にということと。

野村委員 わかりました。

会 長 それではまず、労働者側からお願いします。

市川委員 労働側は最低賃金がセーフティネットに相応しい水準にあるべきだということをお大前提として審議させていただきました。その際、いわゆる三要素と目安も参考に議論してきた結果が先ほど報告のあった専門部会の28円という水準だと理解しています。そういう意味で、労働側はこの28円という専門部会での結論については前向きに受け止めます。以上です。

会 長 それでは、次に使側からお願いいたします。

野村委員 今回専門部会に入っていなかった委員のお二人から意見があるということをお願いしたいと思っております。

白山委員 では、私から。

私の職業が、今一番影響を受けているホテル、飲食業、観光に関する仕事で、今本当に昨年より非常に厳しい状態です。この状態で、最低賃金を引き上げるとなると、今必死でスタッフの雇用を守っている状態ではありますが、新卒で入った子もいますので、すべてをスライド式に賃上げをしていかないといけない。そうすると、コロナで経営の先行きがみえていません。レストラン、ホテル、観光業に関しては皆さんご存じだと思いますが、毎日がこういう状態ですので、生きるか死ぬかという方向で進んでおります。手厚い保護を早急にと、公益委員見解の中でおっしゃっていただきましたが、どのような施策を私たちにすぐに出してくれるのかが不透明です。この10月2日から、たとえば最低賃金を賃上げすることによって、私たちがどういう風なほかの面での支援策を考えてくださるかを後付けではなく同時に出していただかないと、先行きの経営がわかりませんので、前の売上に戻るかどうか、今相当落ち込んでいますから、お客様がかえってくるのかどうかもわかりません。当然経営者ですので、100人近くのスタッフの雇用も守りながら今も一所懸命頑張っていますので、今年は最低賃金を上げるべきではないと思います。社会保険料も値上げすると聞いておりますので、そうすると従業員にも負担がいくと思います。とにかく、原材料の高騰とかいろいろありまして、先行きがみえない今の状況で最低賃金を上げるのはダメだと思っております。先行きは当然いろんな経営努力によってどんどん底上げしていかないといけないということもわかっていますが、今の状況で最低賃金を上

げるのは反対です。以上です。

会 長 それでは、片山委員。

片山委員 はい。

すみません、事務局からこちらの資料を配っていただけますか。

事務局 提示資料の配付

片山委員 時間も限られていますので、丸の3点目のところからになりますが、今回28円のアップということで、高知県の最低賃金が820円となります。今までは短時間労働者であるとか、契約社員であるとかそういった方々が最賃の対象ということで、事業視察においてもそういったところを中心にやってきたんですけれども、今回はこの賃上げによって正社員に影響が出る企業がかなり出てくるということがこれまでと違うところだと思います。

820円で1か月が173.8時間で計算すると、月額142,516円となります。これが基本給のベースになるところで、正社員だとこれにプラス通勤手当とか精皆勤手当とかがついて、実際の初任給が決められていると思いますけれども、厚労省の委託状況で発行されている高知県内の高卒者向けの求人誌WANT(うおんと)、先ほどお配りした資料ですけれども、こちらの2020年版で、201社高知県の求人企業が出ていますけれども、この中で142,516円に至っていないところが26社あります。この人たちは、今年の4月にこの初任給で就職して働いているということになります。と思いますけれども、今回最低賃金が820円になると、この初任給で入った人たちはそれに満たないというかたちになります。そうした会社はどうしなければならぬかという問題がまず出てくる。日本の企業の多くは終身雇用制度をとって定期昇給制度がありますので、高卒者の初任給が一般的には企業の最低賃金です。そこから順次毎年定期昇給で上がっていくという構造になっているところが日本の大きな特徴だと思いますけれども、そのところに今回の最賃の引き上げが影響してくるということになります。利益率の低い事業しかできない地方の中小零細企業とか、先ほど白山委員のお話にもありましたけれども、コロナ禍で正常な事業運営ができていない企業にとって、最賃の引き上げというのは企業存続の問題となりかねません。現状を無視して強制的な賃上げを行うということは、企業の廃業を誘発することとなり、これは結果的には労働者にとっても雇用の場を失って、さらに貧困化につながるという結果になりかねないという大きなリスクを孕んでいるということが、今回大きな問題だという風に思っております。高収益体質の企業は

一部地方にもありますけれども、一般的に多くの企業はそういうかたちになっているかと思います。高知県内の多くの企業では、それでも何とか事業を継続して、従業員はその賃金の中で生活をやりくりしてきております。それを、中央の論理で最低賃金を全国一律に引き上げるという今回の中賃の目安は、地方の生産性の低い企業はつぶれてかまわないと言っているのに等しいと思います。今回の最賃の改定については、本当に高知県内の企業と労働者と地域にとって何がいいかということをよく考えて決めるべきだと思いますので、今回専門部会のほうで820円ということが示されましたけれども、使用者側としては今申し上げたような懸念があるということをぜひ皆さんにご理解いただきたいと思います。以上です。

会 長 そのほかにはよろしいですか。

意見なし

会 長 それでは採決を行います。
 まず賛成の方、挙手をお願いします。

公益委員3名、労働者側委員5名

会 長 反対の方、挙手をお願いします。

使用者側委員5名

会 長 採決の結果、賛成多数ではありますが、全会一致とはなりませんでした。従いまして、審議会令第5条第3項「会議に出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」という規程により、賛成多数との結果になりましたので、公益案が可決されました。
 それでは、事務局から、答申案を配付し、朗読してください。

事務局 答申案の配付、朗読

会 長 この答申案について、何かご意見はございますか。

意見なし

会 長 特にないようですので、ただ今事務局が読み上げた答申案を答申文とします。

事務局 それでは、答申文を作成してまいりますので、10分程度お待ちください。

野村委員 今少し話しておきたいことがあるのですが、かまいませんか。

基準部長 はい。

会 長 お願いします。

野村委員 今回経営者側が全員反対という結果になりまして、非常に残念に思っております。最後に2点、要請をさせていただきたいと思えます。1点目は、先ほど公益委員見解にもありましたけれども、今回の最低賃金引き上げにより、窮地に追いやられる、特にコロナでの影響を受けている中小企業、小規模事業者に対し、政府・地方自治体による支援策等の実施を速やかにお願いしたい。また、支援策等については実施後の検証、精査をしっかりと実施していただきたいということでございます。2点目は、中央最低賃金審議会での目安の在り方についてということで、当初より正直言いまして労使の協議がかみ合っておりませんでした。平行線をたどってしまった。要因は、具体的根拠に基づかない目安にあったと考えており、地方審議会が有意義に機能するよう、来年度以降の改善を求めます。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

白山委員 会長いいですか。

会 長 はい。

白山委員 すみません、この時間を借りて。

一番今皆さんが心配してくださっている事業所なので、本当に切実で、先ほど言いましたように、速やかに支援等をしていただかないと、今は雇用調整助成金等もいただいている、それは多分12月くらいまで引き延ばしをされるかもわかりませんが、雇用を守るためのすべてがそれで賄われているわけではなく、そのあとのことですね。

単発的な支援は本当にありがたいんですけども、そのあとも事業を継続していかないと雇用を守れないので、そこで当然企業努力もします。一所懸命世の中についていけるような、生き残るための経営努力はしながら、雇用も守りたい。従業員の皆さんを抱えている企業のトップとして、経営をしつ

かりやらないといけないんですが、そのためにはプラス長期的な支援が要ると思います。どうしても地方でサービス業をしておりますと、大手がいろいろ入ってきておりますので、そこの辺にも立ち向かっていけないといけないので、生き残るためにはそういう状況なので、従業員の雇用とか、労働環境も平時でも考えながらやっていますけれども、ぜひ支援のほうを速やかにしていただくことを切に願います。よろしく願います。今、本当に私たちの業種は大変です。でも、そうかといったら、これは東京ですが、任天堂とかめちゃくちゃすごい7か月分くらいのボーナスをもらえたという企業もある。鬼滅の刃というアニメとかの特需とか、コロナで伸びている企業もいらっしゃるの、そこら辺の企業格差もなくしていただきたいと思います。企業格差をなくす努力は当然私たちもします。ぜひそういう風なこともみていただきながら、次に考えなければいけない状況のときに、中央から下りてきたものをみるだけでなく、地方の高知県の状況も踏まえて考えていきたいと思っておりますので、またよろしく願います。お耳を貸していただき、ありがとうございました。

基準部長 すみません、事務局から一言申し上げさせていただきます。

先ほど、使用者側委員の野村委員からいただきましたご意見につきまして、事務局といたしましても真摯に受け止めさせていただきます、速やかに厚生労働省本省のほうにもお伝えしていきたいと考えております。以上でございます。

会 長 答申文が完成いたしましたので、局長に手交します。

答申文（原本）を会長から局長へ手交

局 長 それでは、ただ今答申文をいただきましたので、ご挨拶を申し上げます。6月25日に諮問させていただきました高知県最低賃金の改正決定につきまして、ただ今、近藤会長から答申をいただきました。委員の皆様におかれましては、本年7月29日開催の第3回審議会においてお示した中賃の目安の伝達以来、専門部会での金額審議を精力的に開催していただき、慎重かつ大変ご熱心な審議をいただいたという風にお聞きしております。心から感謝を申し上げます。高知労働局といたしましては、この答申に基づきまして、改正に向けた手続きを直ちに進めてまいることとしております。それから、使用者側委員からいただきましたご意見につきましても、しっかりと支援策につながるよう、意見を本省に申し上げたいと思っております。この度は、誠にありがとうございました。

会 長 それでは、今後の手続きについて事務局から説明をお願いします。

事務局 本日、答申をいただきましたので、最低賃金法第12条の規程に基づき、本日、異議申出の公示を行います。申出の締切日は、15日の期間をとりますので、今日が8月6日でございますので、15日後の8月21日とさせていただきます。その間に異議の申出がなされた場合には、8月24日（火）午前9時30分から予定いただいている第5回本審において、局長から諮問し、審議、答申をいただくこととなります。その後、官報公示を行い、改正後の高知県最低賃金は最短で10月2日（土）発効の予定となります。以上でございます。

会 長 ただ今の事務局の説明について、何かご質問はございますか。

なし

[次回会議の公開]

会 長 では、説明があったとおり、8月24日の第5回本審では、異議の申出があった場合に審議を行うこととなります。この異議審について、念のため確認しますが、8月24日の異議審は、特段非公開とすべき事情もないですので、公開とする取扱いでよろしいですか。

異議なし

会 長 では、次回の異議審は公開とするようにお願いします。
本日予定した議題は終了しましたが、ほかに何かご意見はございますでしょうか。

意見なし

会 長 それでは、最後に私から一言申し上げます。
専門部会委員の皆様には、暑い中、慎重かつ円滑な審議をいただきましたことについて、本審議会を代表いたしまして感謝申し上げます。
長期間にわたる審議、大変お疲れ様でした。それでは、本日の審議は、これをもって閉会いたします。どうもお疲れ様でございました。

[閉会] 午後6時23分